◎新潟県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成28年２月２日

新潟県知事　泉　田　　裕　彦

１　合併により設立する土地改良区の所在及び名称

新発田市小舟町２丁目３番９号

新発田土地改良区

２　合併により解散する土地改良区の所在及び名称

新発田市小舟町２丁目３番９号

新発田土地改良区

新発田市米倉872番地

米倉土地改良区

３　認可年月日

平成28年２月１日